

技能検定合格証書の再交付申請手続き

概要	技能検定合格証書を滅失・損傷し、又は氏名変更した時の再交付申請
根拠法令	職業能力開発促進法施行規則第69条第2項
申請対象	再交付の対象となる合格証書を京都府から交付された技能検定合格者
手数料	・手数料有(2,000円分) ※京都府が発行する「納付書」を入手いただき、コンビニ等で手数料を納付の上、申請いただきますようお願いいたします。 (納付書の入手方法等、詳細は下記連絡先までお問合わせください。)
申請時に必要な書類	※申請される前に、京都府で交付を受けた方が確認する必要がありますので、事前に申請者の氏名、生年月日、職種、取得された年度等を下記連絡先まで御連絡いただきますようお願いいたします。 京都府での証書取得者であることが確認できましたら、再交付申請ができます。 (京都府での交付履歴がない場合、本府では再交付ができません。) ・本人の氏名、生年月日が確認できる公的な書類 ※以下の場合には更に次の添付書類が必要です。 ・合格証書損傷の場合・・・損傷した合格証書の原本 ・氏名変更の場合・・・合格証書及び氏名を変更したことを証する書類
受付期間	月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)
受付時間	8:45～17:00(11:30～13:30を除く)
受付窓口	商工労働観光部人材育成課 企画・技能振興係
備考	・合格証書の再交付にあたり、合格の事実確認をさせていただきます。 再交付を御希望の方は、下記の連絡先にお問合せください。 事実確認後、人材育成課から御連絡いたします。 ・合格証書は原則郵送となります。 合格証書郵送料として、特級・1級・単一等級は740円、2級・3級は530円の切手が

必要です。

※740 円…基本料金 390 円(定形外郵便物(規格外)150g以内)+簡易書留 350 円

530 円…基本料金 180 円(定形外郵便物(規格内)100g以内)+簡易書留 350 円

※郵便料金の改定により変更になる場合があります。

合格証書の枚数により郵送料が変わる場合がありますので、詳しくは下記の間合せ先まで御連絡ください。

・再交付申請書を受付けてから合格証書発送までの期間は3週間～4週間程度要します。

再交付を御希望の方は、余裕をもって申請してください。

・特級・1級・単一等級の合格証書の再交付につきましては、一時的に申請受付を停止させていただく場合があります。

詳しくは下記の連絡先までお問合せください。

問い合わせ先

商工労働観光部人材育成課 企画・技能振興係

電話番号

075-414-4871

メールアドレス

jinzaiikusei@pref.kyoto.lg.jp